

(4) 県内産肉用牛の放射性物質全頭検査<畜産課>

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、放射性セシウム汚染の疑いがある稲わらを給与した肉用牛については、平成23年8月12日から飛騨牛銘柄推進協議会が放射性セシウムによる汚染の有無の検査を開始し、その後、岐阜県農業協同組合中央会をはじめとするJAグループより緊急要請を受け、本県では平成23年8月29日から風評被害防止と畜産振興を目的として「県内産肉用牛の放射性物質全頭検査」を開始した。さらに平成24年7月1日より、前述の飛騨牛銘柄推進協議会実施の放射性物質検査と統合し、全頭検査事業を拡大した。

一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センターに検査業務を委託し、県内3ヶ所の食肉センター（食肉処理場）で食肉処理される県内産肉用牛について、簡易検査機器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータによる方法）にてスクリーニング検査を実施しており、平成26年度にと畜された牛12,433頭の検査を行ったところ、結果はいずれも放射性セシウムは不検出（検出限界値である25Bq/kg未満・当時）であった。

なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

第7節 各種景観の保全と創出**1 良好な景観の形成**

平成16年6月、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため「景観法」が制定された。

県においては、平成16年12月、「景観法」の制定を受け、従来の「都市計画法」「建築基準法」「岐阜県屋外広告物条例」「岐阜県風致地区条例」等に基づく各種施策をまちづくりに関する施策を含め、景観という視点から総合的に実施するものとして「岐阜県景観基本条例」を制定し、各種取組を実施している。

(1) 景観法に関する取組<都市政策課>**ア 景観法に基づく取組推進プランの策定**

平成19年9月に市町村による景観行政団体への移行や景観計画の策定などの取組に関して「景観法に基づく取組推進プラン」を策定した。

イ 景観計画策定のための参考資料集の作成

市町村における景観計画策定のための技術的な支援、情報提供を目的として、「景観計画策定のための参考資料集」を作成した。

(2) 県民協働の取組の推進<都市政策課>**ア 景観シンポジウムの開催**

景観シンポジウムの開催等により、市町村及び県民の景観に対する意識の高揚並びに景観形成に資する活動の促進を図った。

イ 景観形成推進員の配置

「美しいひだ・みの景観づくり」の積極的な展開による岐阜県の美しい自然景観の保護及び良好なまちなみ景観の育成を図るため、景観形成推進員を配置し、県民一体となって景観行政の円滑な推進を図るとともに、県民の景観に対する意識の高揚を図った。

ウ 清流景観セミナーの開催

住民参加型の清流景観セミナーを開催し、現地視察や事例紹介などを通じ、市町村及び県民の景観まちづくりに対する意識の高揚を図った。

(3) 屋外広告物対策の推進<都市政策課>

ア 違反屋外広告物に対する県下一斉簡易除却の実施
9月1日から9月10日までの「屋外広告物適正化

旬間」に合わせて、地区別美しいひだ・みの景観づくり推進会議が主体となって、県下一斉に簡易除却を行うとともに、商店街などで店主への是正指導や屋外広告物に対する意識啓発等を行った。平成22年度からは景観形成推進員の方にも本取組に参加していた。

イ 屋外広告物景観モデル地区の指定

広告物等と地域環境との調和を図り、良好な景観の維持及び形成を積極的に進めることが特に必要であると認める区域を「屋外広告物景観モデル地区」として指定している。屋外広告物景観モデル地区においては、屋外広告物の掲出の許可については、通常の許可基準とは異なる独自の許可基準（広告物景観維持基準）を設けることができ、地域の特性に応じた屋外広告物規制が可能となる。

平成9年度に「高山市新宮町地区」を県内で初めてモデル地区に指定し、平成19年度には、「可児市広見東地区」を指定した。

ウ 市町村への「屋外広告物条例」の制定及び改廃に関する事務の移譲

良好な景観の形成は、景観の重要な構成要素である屋外広告物を含めて一体的に実施していくことが望ましいことから、景観行政団体である各務原市、高山市、下呂市、多治見市及び美濃市に「屋外広告物条例」の制定及び改廃に関する事務を移譲している。

(4) 景観の形成に関する施策の連携**ア 花の都ぎふづくりの展開<都市公園課>**

県は平成2年から「花の都ぎふ」運動を展開し、県内各地で花づくり・花かざりを推進してきた。平成3年には「花の都ぎふ」運動を展開するため（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターを設立し、「花の都ぎふ推進基金」を設けて、平成25年4月1日存続期間の満了により解散するまで、県内各地域において市町村や民間・ボランティア団体による花づくり・花かざり活動に対し、22年間で合計659件、33,432万円の助成を行った。

イ 地域景観の保全**(7) 電線共同溝事業<道路維持課>**

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上、情報通信ネットワークの信頼性の向上、地域活性化等の観点から、道路管理者として無電柱化すべき路線や、市町村のまちづくりに関連して整備すべき路線について、交付金事業等を活用して無電柱化を推進している。

(4) 治山事業における生活環境・自然環境の保全<治山課>

自然環境が優れた地域等において、森林のもつ国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図るため、地域の景観等に配慮した治山事業を実施した。

ウ 都市環境の整備**(7) 都市公園の整備<都市公園課>**

都市に緑とオープンスペースをもたらし、都市環境を改善し、児童、青少年の健全なレクリエーションの場や市民のコミュニケーションの場を与えるだけでなく、大気汚染、騒音等都市公害を緩和し、災害時の避難場所を提供するなど多目的な機能を有する都市公園の整備を行った（表2-2-70）。

現在、県内の都市公園は、1,381箇所、1,895.70haに達している。また、都市計画区域内人口1人当たり公園面積についても毎年着実に増加している（表2-2-71）。

表2-2-70 都市公園の整備状況

(平成26年3月末現在)

種類		箇所数	面積(ha)	種類		箇所数	面積(ha)
基幹公園	住区基幹公園都市	街区公園	1,091	229.63	特殊公園	48	151.03
		近隣公園	77	128.16	大規模公園	4	343.15
		地区公園	40	180.87	緩衝緑地		
		計	1,208	538.66	都市緑地	64	155.91
	基幹公園	総合公園	18	318.15	広場公園	4	0.67
		運動公園	26	228.43	国営公園	1	144.12
計		44	546.58	都市林	1	5.94	
				緑道	1	0.82	
				計	1,381	1,895.70	

備考) 県都市公園課調べ

表2-2-71 都市公園の数と面積の推移

年度	都市公園箇所数	都市公園面積(ha)	都市計画区域内人口1人当たりの公園面積(m ² /人)	
			岐阜県	全国平均
8	1,020	1,190.40	6.44	7.28
9	1,041	1,251.60	6.75	7.46
10	1,066	1,287.01	6.93	7.71
11	1,089	1,366.20	7.33	7.92
12	1,109	1,391.33	7.45	8.13
13	1,136	1,413.65	7.54	8.35
14	1,160	1,475.77	7.85	8.48
15	1,174	1,564.81	8.30	8.70
16	1,185	1,629.51	8.63	8.89
17	1,208	1,684.16	8.93	9.10
18	1,226	1,748.63	9.26	9.25
19	1,253	1,788.34	9.47	9.39
20	1,285	1,804.59	9.57	9.53
21	1,300	1,832.06	9.76	9.66
22	1,325	1,846.25	9.71	9.75
23	1,353	1,868.42	9.90	9.80
24	1,369	1,889.48	10.01	9.92
25	1,381	1,895.70	10.01	10.01

備考) 県都市公園課調べ

(イ) 高度地区の指定<都市政策課>

高度地区は、「都市計画法」に基づいて、市街地の環境を維持し又は土地利用の増進を図るため、建築物の最高限度又は最低限度を定める制度であり、区域に指定されると、建築物の高さは、高度地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。県内では2市において指定されている(表2-2-72)。

表2-2-72 高度地区の指定状況 (平成27年3月末現在)

都市計画区域名	市町村名	面積(ha)	最終決定年月日	備考
岐阜	岐阜市	13.2	平成18年8月31日	川原町地区
高山	高山市	258.0	平成19年7月31日	市街地中心部の6地区
計	2市	271.2		

備考) 県都市政策課調べ

(ウ) 景観地区の指定<都市政策課>

景観地区は、「景観法」に基づいて、市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定める制度であり、建築物の形態意匠制限を定めるとともに、建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限等を定めることができる。県内では2地区が指定されている(表2-2-73)。

表2-2-73 景観地区の指定状況 (平成27年3月末現在)

都市計画区域名	市町村名	地区名	面積(ha)	最終決定年月日
各務原	各務原市	テクノプラザ	64.0	平成22年8月10日
		グリーンランド柄山	6.1	平成22年8月10日
計	1市	2地区	70.1	

備考) 県都市政策課調べ

(エ) 風致地区の指定<都市政策課>

風致地区は、「都市計画法」に基づいて、良好な自然的景観を維持するための制度であり、樹林地、水辺地等の自然的要素に富んだ土地、歴史的な意義のある地域等に指定される。この地区内においては、建築物の建築、その他工作物の建設、宅地の造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取等の行為は「岐阜県風致地区条例」に基づき規制される。県内では16地区が指定されている(表2-2-74)。

表2-2-74 風致地区の指定状況 (平成27年3月末現在)

都市名	風致地区の名称	面積(ha)	最終決定年月日
岐阜市	金華山長良川	2,144.0	平成16年5月18日
	加納城跡	4.0	平成16年5月18日
	長森前一色	5.8	平成16年5月18日
	鷺山	9.9	平成21年3月30日
高山市	城山	47.0	昭和45年6月13日
	松倉	115.0	昭和46年3月30日
	北山	29.0	平成5年4月1日
	東山	38.0	平成8年4月1日

多治見市	高根山	14.1	昭和58年3月31日
	虎溪山	48.6	平成25年3月29日
	窯洞	18.6	平成16年5月18日
	中蜂谷	1.6	平成19年11月1日
関市	安桜山	25.1	昭和59年3月31日
	梅竜寺山	5.8	昭和59年3月31日
各務原市	伊木山	24.0	平成17年5月31日
養老町	養老白石	167.0	昭和28年5月14日
合計	16地区	2,697.5	

備考) 県都市政策課調べ

(ウ) ヒートアイランド対策の推進<都市整備課>
街路事業において、平成16年度～平成26年度に中高木を3,550本、うち大気環境推奨木を216本植栽した。また、透水性舗装を67,084㎡実施している(表2-2-75)。

表2-2-75 中高木の植栽状況

年度	中高木(本)		透水性舗装(㎡)
	(内大気環境推奨木)	(本)	
16	3,062	0	9,744
17	45	10	5,879
18	114	104	2,169
19	59	13	688
20	67	30	1,902
21	0	0	2,345
22	144	0	7,067
23	0	0	9,362
24	59	59	20,275
25	0	0	7,207
26	0	0	446
合計	3,550	216	67,084

備考) 県都市整備課調べ

エ 県土緑化の推進<恵みの森づくり推進課>

(ア) 緑の募金

緑の募金運動は、平成7年6月から「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が施行され、平成8年からの募金活動に向けて、社団法人岐阜県緑化推進委員会が募金団体の指定を受けた。

昭和25年から開始された前身である「緑の羽根」募金運動から数えて、平成26年で65回目を迎えた。なお、平成26年の募金額は56,712千円となっている。

オ 中部圏保全区域の整備<秘書課>

中部圏保全区域とは、中部圏(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいう。)の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要がある区域で、「中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)」に基づき、国土交通大臣が関係地方公共団体及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して指定するものである。

中部圏保全区域の本県の指定状況は、表2-2-76のとおりである。

また、中部圏保全区域整備計画は、「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和42年法律第102号)」に基づいて作成され、各保全区域の整備の基本構想、土地の利用に関する事項、観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園

その他の政令で定める施設の整備に関する事項について定められている。

表2-2-76 中部圏保全区域の指定状況

(平成27年3月末現在)

指定年月日	昭和43年11月14日(総告第43号)
指定面積	3,589 km ²
区域名	市町村名
中部山岳区域	益田郡小坂町、大野郡丹生川村、同朝日村、同高根村、吉城郡神岡町(大字伊西、大字森茂、大字岩井谷、大字下之本、大字打保、大字和佐府及び大字瀬戸の各区域に限る。)及び同上宝村の各地域並びに恵那郡川上村、同加子母村、同付知町及び同福岡町の各区域のうち裏木曽県立自然公園に属する区域 面積 1,594 km ²
白山区域	郡上郡白鳥町、同高鷲村、大野郡荘川村及び同白川村の各区域 面積 980 km ²
飛騨木曾川区域	瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、加茂郡坂祝町、同川辺町、同七宗村、同八百津町、同白川町、可児郡御嵩町、同可児町、同兼山町、益田郡下呂町及び同金山町の各区域のうち飛騨木曾川国定公園に属する区域 面積 145 km ²
揖斐伊吹区域	揖斐郡谷汲村、同春日村、同久瀬村、同藤橋村、同坂内村及び同徳山村の各区域並びに大垣市、海津郡南濃町、養老郡養老町、同上石津町、不破郡垂井町、同関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、同池田町及び本巣郡本巣町の各区域のうち揖斐関ヶ原養老国定公園、揖斐県立自然公園又は伊吹県立自然公園に属する区域 面積 870 km ²

備考) 県秘書課調べ

(イ) 地域における保全活動の実施<農村振興課>

ア ふるさと水と土指導員の活動

農地や農道、用排水路等の土地改良施設において、ふるさと水と土指導員等が中心となった地域住民活動により、花木植栽等を行い美しい農村景観を創出する。平成26年度は県内8箇所で行った。

イ 棚田の保全活動

棚田保全組織による棚田保全活動に対する支援を行い、日本の原風景ともいわれる棚田の景観を守り続けていく。平成26年度は県内7箇所で行った。

ウ 多面的機能支援交付金の実施

地域の農業者のみならず地域住民も参画し地域が一体となって、農地や農業用排水路、農道等の適切な管理をするための活動を支援する。平成26年度は県内で556の組織が設立され活動を実施した。

2 歴史的・文化的環境の保全<社会教育文化課>

(1) 文化財の保護

本県は、地理的にも本州の中央部に位置し、東西の文化交流の接点にある。古くから人々が住みつき、数多くの優れた歴史・文化遺産が残されている。この遺産は、現代に生きる私たちにとって、学問的にも文化的にも貴重な価値があり、永く国民の財産として保存に努めなければならない。

しかし、道路建設、宅地造成、商工業団地造成、農業基盤整備、ゴルフ場開発など、多種多様な開発事業によって文化財、特に史跡・名勝・天然記念物や埋蔵文化財

に影響が及ぶ場合があり、保護対策が必要となってきた。

一方、近年、歴史的・文化的雰囲気を求めるなど環境の快適性への関心が強くなる中で、まちづくりや地域の文化振興という観点からも文化財の保存と活用の必要性が高まってきている。

平成26年度に実施した文化財の保護施策は、次のとおりである。

ア 指定文化財の保護

岐阜県教育委員会では、重要文化財（建造物・国宝含む）及び史跡・名勝・天然記念物などの保護を図るため、文化財保存事業を行った。その内容としては、主に補助事業として土地の買上げや環境整備・保存修理などである。

国指定の重要文化財（建造物・国宝含む）及び史跡・名勝・天然記念物については、2件、県指定のものについては、9件の補助事業を行った。

また、史跡・名勝・天然記念物の指定を受けているものについては、現状変更の制限を行い（国指定については基本的に文化庁の許可が必要）、県指定のものについては、その変更が文化財の価値を損なうものではないと判断されるものに限り許可を行った。

県指定の許可は30件、国指定について文化庁から権限委譲を受けた許可は10件であった。

イ 埋蔵文化財

国、地方公共団体、民間の別なく、土地開発事業の計画立案段階において、県もしくは市町村の関係行政機関と事前協議を行うよう指導し、適正な保存方法の実施に努めている。

しかし、開発に伴う発掘調査量の増大に、県・市町村とも、出土文化財の収蔵施設確保や調査体制において苦慮している。

県内において、平成26年度中に、県・市町村が実施した埋蔵文化財発掘調査は、県単街路事業に伴う六里遺跡・稲荷遺跡など24件である。

ウ 歴史的・文化的建造物、景観の保存

古い街並みや集落の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、「伝統的建造物群保存地区制度」が設けられている。

県内では、白川村荻町45.6ha、高山市三町4.4ha、高山市下二之町大新町6.6ha、恵那市岩村町本通り14.6ha及び美濃市美濃町9.3ha、郡上市郡上八幡北町14.1haが国の選定を受け「重要伝統的建造物群保存地区」となっている。

白川村荻町は、平成7年12月にユネスコの「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の文化遺産として、富山県の五箇山とともに世界遺産一覧表に記載された。

平成26年度に、新選定の郡上八幡北町を含む6地区では町並みの保存修理として修理及び修景事業を実施した。

また、建築後50年以上を経過した国土の歴史的景観に寄与するような建造物を文化財登録制度により、平成26年度は19件を登録し、平成27年3月末で登録された建造物は全部で224件となった。

エ その他

県内の文化行政を円滑に進めるため、市町村の文化行政担当課長等を対象に文化行政担当課長会議を開催するとともに、文化財の保護・管理を強化するため、文化財保護管理巡視事業を実施した。

また、県民の文化財に対する関心と理解を深め、愛護思想の普及を図るため、文化財愛護標柱を設置した。

表2-2-77 文化財の指定等状況(建造物関係及び記念物のみ)
(平成27年3月末現在)

区分	国指定等件数	県指定件数
国 宝（建造物）	3	—
重要文化財（建造物）	46	55
重要伝統的建造物群保存地区	6	—
特別天然記念物	3	—
史跡	25	158
名勝	4	5
天然記念物	35	194
名勝及び天然記念物	2	—
史跡・天然記念物	—	1
重要文化的景観	1	—
計	125	413

他 地域を定めず指定した特別天然記念物及び天然記念物 8
備考) 県社会教育文化課調べ